

新聞切り抜き帳 2022(令和4)年3月月号 No54 ~3月17日付 広報IT部会編

◎県手をつなぐ育成会広報IT部会は、機関紙「山口手をつなぐ」だけでは不足する障害関連の情報を補完するために、新聞各社のご了解を戴き、2011年4月号より、発行月までに報道された新聞記事を収集し、「新聞切り抜き帳」として編集し、2~3カ月に1回、会員向け必見の情報をお届けしています。

◎切り抜き帳の閲覧は[ホームページ](#)で… [山口県手をつなぐ育成会(検索)一般財団法人 山口県手をつなぐ育成会項目お知らせ(クリック)新着情報(から選ぶ)]

発達障害者支援(1,2)、自立支援サービス(3)、スポ施設のバリアフリー(4,5)、体罰禁止民法改正(7,8)、公的施設「虐待」批判(9,10)、強制不妊判決(11)、介護職賃上げ(14)、障害者情報法骨子案(15)、低所得者利用料軽減制度見直し(16,17)、県話題(18) ※()内数字は当該項目頁

1頁 発達障害の悩み共有 集団療法に注目 「自分らしさ」探し大切に	山口 4.2.24
2頁 発達障害のIT就労支援 高い集中力 特性生かす	読売 4.2.6
3頁 あんしんノート 社福協が窓口 認知症で金銭管理に不安	読売 4.2.6
4頁 胎児の障害や病気知ったら、NPOが冊子 1月中旬から配布	山口 4.1.5
4頁 都道府県スポ施設 障害者配慮研修4割どまり バリアフリー85%	山口 4.3.15
5頁 体験や実技「役立つ」 障害者の立場で研修受けた職員(4頁の続き)	山口 4.3.15
6頁 特別支援学校 整備に課題 文科省調査 全国で3740の教室不足	読売 4.3.17
6頁 学校の芸術鑑賞で 障害への理解促進 文化庁、公演を増加	山口 4.1.9
7頁 子への「懲戒権」削除 民法、体罰禁止を明記 法制審部会改正要綱案	山口 4.2.2
8頁 虐待防止、理念浸透なるか しつけの在り方、問題提起(7頁の続き)	山口 4.2.2
9頁 障害者居室ほぼ終日施錠 4県の公的施設、「虐待」批判	山口 4.2.24
10頁 職員「良くないと認識」「解決困難」黙認も(9頁の続き)	山口 4.2.24
11頁 強制不妊判決「時の壁」再び崩す 東京高裁 国、連敗に衝撃	読売 4.3.12
12頁 コロナ禍 高齢者虐待深刻 「家庭内」最多 17281件	読売 4.1.11
13頁 「介護職員」も高止まり 多忙さ・経験不足背景(12頁の続き)	読売 4.1.11
14頁 介護職賃上げ2月分から 保育士、幼稚園教諭らも	山口 4.1.31
14頁 水害マップ 障害者向け作成 2.6% 市区町村、ノウハウ不足で	山口 4.1.23
15頁 障害者向け情報手厚く 取得・活用 国・企業に協力促す 法骨子案	読売 4.1.30
15頁 障害者への情報法案を大筋了承 超党派議連 国会提出へ	読売 4.2.3
15頁 障害者福祉の情報集積 23年度にもDB全自治体利用分析	読売 4.1.11
16頁 障害者福祉費拡大続く情報集積効果的サービス期待(15頁の続き)	読売 4.1.11
16頁 市民後見人の育成強化へ 厚労省、新たな促進計画案	山口 3.12.16
16頁 低所得入所者半数が負担増 介護施設 軽減制度見直し	山口 3.12.15
17頁 障害児通所サービス再編 塾タイプは公費対象外に	山口 3.12.6
18頁 県障害者芸術文化祭優秀作品表彰	山口 3.12.5
18頁 トクヤマが柳井に農園 進出協定調印 障害者雇用拡大へ	山口 4.1.15
18頁 強制わいせつなど 起訴内容を認める 地裁周南で初公判	山口 4.1.26

地元育成会の所在情報については、市役所・町役場の福祉担当窓口でお確かめ下さい

※育成会は知的障害児者の家族会です。全国組織(約20万人)を構成しており、国の福祉法制立法や改正時の機会には、参画して意見具申等を行っています。

他人とのコミュニケーションをうまく取れず、職場や学校で孤立しがちな発達障害の当事者が悩みを共有し、生きづらさを解消する集団療法に注目が集まっている。独りではないという安心感とともに、自分しさを再確認する貴重な場に。ただ実施機関はまだ少なく、ノウハウの共有と人材育成が課題になってい る。

昨年12月上旬、昭和大鳥山病院（東京）のミーティングルームで20～30代の十数人が車座になっていた。週に1度開かれる自閉症スペクトラム障害（ASD）の人向けのプログラムだ。この日のテーマは「集団行動が苦手」。「空気が読めない」と女性が切り出すと、隣の男性が「同調圧力、うざい」と感じた。他の人も「分かる、分かる」とう

発達障害の悩み共有 集団療法に注目



自閉症スペクトラム障害の人向けのプログラムで、困り事を話し合う参加者ら=2021年12月、東京都世田谷区の昭和大鳥山病院

自分らしさ探し大切に

**自閉症スペクトラム障害(ASD)の人が
参加する集団療法の流れ**

```

graph TD
    A[始まりの会  
・本日の内容説明  
・1分間スピーチ] --> B[ウォーミングアップ  
・ゲームなど]
    B --> C[プログラム  
・各回ごとに決められたテーマを実施]
    C --> D[帰るの会  
・本日の感想]
    
```

※多職種(作業療法士など)のスタッフ
2人がペアを組み、進行や板書をする

30分 約120分(うち休憩30分) 20分

して過ぐせる場と、理解してもらえる仲間がいることが次のステップへの足がかりになる」と指摘する。

参加者には自己肯定感の高まりといった効果があられ、運営方法を記したマニュアルも整備。18年度からは医療機関が受け取る診療報酬の加算対象となつた。しかし発達障害に重点を置いたディイケアは少ない上、経験を積んだ医師やスタッフが必要で、実施機関は一部にとどまる。太田医師は「研修などを通じた人材育成とともに、施設間の連携が必要だ」と語る。

始めてシンディー根田先生が度も中学生たちが、生じる活動も、発達年9月に参詣して参詣け丘山が、直に話を見、「あっても

して過ごせる場と、理解してもらえる仲間がいることが次のステップへの足がかりになる」と指摘する。

参加者には自己肯定感の高まりといった効果がみられ、運営方法を記したマニュアルも整備。18年度からは医療機関が受け取る診療報酬の加算対象となった。しかし発達障害に重点を置いたディイケアは少ない上、経験を積んだ医師やスタッフが必要で、実施機関は一部にとどまる。太田医師は「研修などを通じた人材育成とともに、施設間の連携が必要だ」と語る。

(情報技術)分野で活躍できるよう、就労を支援する動きが広がっている。集中力の高さなどの特性が、専門性の高い仕事に向いているため、不足するIT業界の人材獲得にもつながると期待されている。

(鶴田明子)

昨年12月、福岡市博多区に就労移行支援事業所「Neuro Drive(ニューロダライブ)福岡」が開所した。利用者7人は自閉症・スペクトラム症(ASD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)といった発達障害を抱え、就職を目指してオンラインでプログラミングを学んでいる。

昨年ASDとADHDの診断を受けたという福岡市の20歳代男性は、元々数学が好きで、現在はデータ収集と分析の知識や技術を高めている。大学に進学したもの、人間関係などに悩んで中退。その後コールセンターなどに勤めたが、複数の業務を同時に進めることが苦手で、半年ほどで退職したという。事業所で

発達障害者のIT就労支援

高い集中力特性生かす

は、不安や怒りなどへの対処法を教える講座もあり、「ここで学んだ」とを生かし、マーケティング関連の仕事に就きたい」と意欲的だ。

事業所を運営する「パーソルチャレンジ」によると、発

達障害者の中には、こだわりの強さや、得意なことへの集

中力が高いなどの特性がある

人が多く見られる一方、曖昧さ

な指示や暗黙のルールの理解

が苦手な傾向がある。プログラミングは専門的な知識の習得が求められるうえ、曖昧さ

がないため、「強いこだわり

などの特性は、ITの世界では強みになる」と同事業所のセントラル長・朴井明子さん(47)は説明する。

ニューロダイブの事業所は東京、神奈川に続き3か所目。最長2年かけてプログラミングを学び、企業で就業実習を行う。これまでに約100人が利用し、大手アパレル企業や化学メーカーなどに就職した例もある。朴井さんは「強みを伸ばすことでスペシャリストとして働く道も開ける」と力を込める。

専門職就労は1割



パソコンで学習するエニコ天神の子どもたち

スキル 子どもの頃から

発達障害などのある子どもたちにITスキルを身につけてもらう動きもある。

2020年に開所した福岡市の放課後等デイサービス「UNICO(ユニコ)天神」では、発達の遅れがみられる子どもや不登校の児童生徒ら約50人がパソコンで学んでいる。論理的思考を育むのが狙いの一つで、画面上で建物を作るソフトなどを活用。教室長の天野和さん(47)は「ここで得た思考力や技術が、将来の道に生きれば」と期待する。

福岡県川崎町に本校がある

広域通信制の明達館高は、発達障害の生徒がサイバーセキュリティーやドローン操作などを学ぶコースを昨年設置。日野公三校長は「発達障害のある子どもたちはサイバーの世界で必要な人材となり得る。社会参加の可能性を広げる手伝いをしたい」と話す。

で活躍する傾向は世界的にも高まっている。雇用する企業側も求職者が働きやすい環境をつくることが必要」と話す。

IT企業「LOGNZGRO UP(ログズグループ)」(東京)も就労移行支援事業所を開設しており、昨年12月に福岡市に新たな拠点を設けた。

n(カイエン)」は12年から発達障害者向けの就労移行支援を行っており、関東を中心

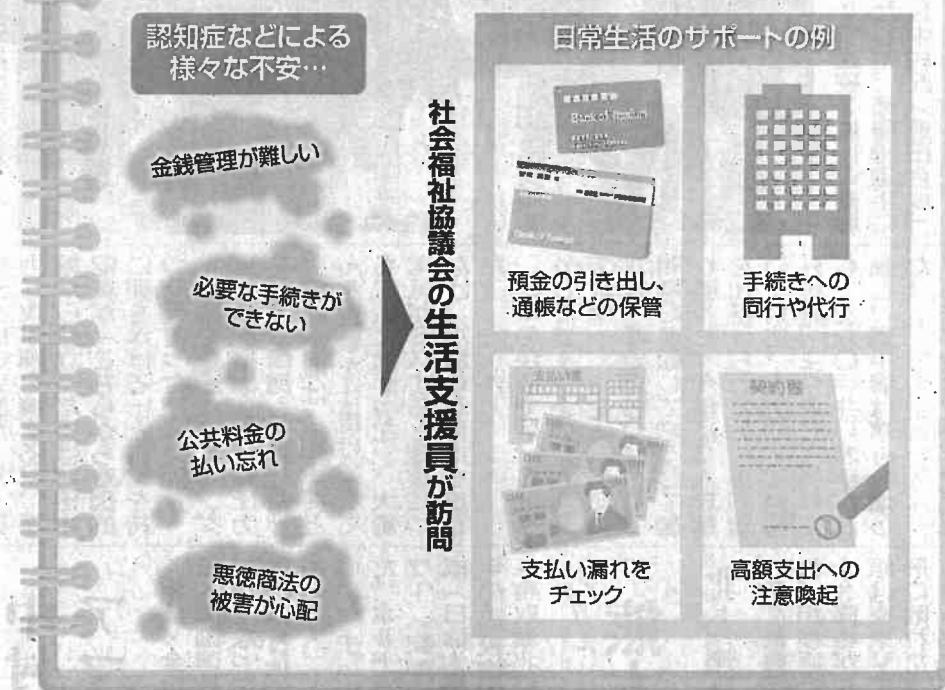
に13事業所がある。ウェブデザイナーズが高まる中、ITに特化した就労移行支援事業所が少しずつ増えている。

東京の民間企業「Kaine n(カイエン)」は12年から発達障害者向けの就労移行支援を行っており、関東を中心

に13事業所がある。ウェブデザイナーズやシステム開発など実践的なカリキュラムを設け、IT系の資格取得も支援する。

(3)

日常生活自立支援事業のイメージ



のんしん ノート

認知症で金銭管理に不安

Q 遠方に住む家族が認知症になり、日常の金銭管理が心配です。

A 認知症や知的障害、精神障害などで判断能力に不安がある人のために、生活に必要な金銭管理や行政サービスの手続きをサポートする「日常生活自立支援事業」という仕組みがあります。全国の市区町村の社会福祉協議会が窓口となっています。

病院やグループホームなどで生活している人もサービスの対象です。認知症の診断を受けていない場合でも、自分の判断に不安がある人は相談に応じてもらえます。

Q 具体的に、どのような支援を受けられますか。

A 定期的に訪問し、通帳の管理や生活費の出し入れ、医療費や公共料金の支払いなどを手伝ってくれます。福祉サービス利用の申し込みや、年金の受け取りに必要な手続きも支援の対象です。

訪問の頻度は1か月に1回というケースが多いようです。家に届いた郵便物と一緒に確認し、手続きが必要なものがあれば、銀行や公的機関などでの手続きをサポートしてくれます。訪問販売で勧誘を受け、どう対応していいかわからないといった時に臨時で訪問し

もらうこともできます。

ただし、生活に必要な金銭管理が目的のため、多額の財産の管理は依頼できません。

Q 利用するための手続きは。

A 住んでいる市区町村の社会福祉協議会に連絡してください。社会福祉士などの資格を持つ「専門員」が自宅や施設を訪問し、利用者の相談に乗ってくれます。

必要なサービスをまとめた支援計画を作り、契約を結ぶとサービス開始です。実際の業務にあたるのは「生活支援員」と呼ばれる人です。研修を受けた地域住民らが有償で行っています。

相談は無料ですが、サービスを受けるには費用がかかります。全国平均で1回あたり1200円程度です。利用者は2020年度末時点では約5万6700人で、年々増えています。都市部では対応する職員の人手不足が深刻で、利用開始まで数か月かかることがあるそうです。

サービスの利用には、自分の意思で契約を結ぶ必要があります。認知症が進んで契約が難しい場合は、家庭裁判所が選んだ後見人が本人の代わりに財産管理や契約行為を担う「成年後見制度」を検討することになります。

社福協が窓口
自立支援サー、ビス

胎児の障害や病気知ったら、NPOが冊子

「親子の未来を支える会」
が配布している冊子



おなかの赤ちゃんのために考え
ておることはー。生まれる前の赤ちゃんに病気や障害の可能性を指
摘された妊婦や家族を支援するN
P O法人「親子の未来を支える会」
は、当事者が気持ちを落とさせ
ない選択肢を知るためにポイン
トをまとめた冊子を配布してい
る。1月中旬からは新たにきょう
だい、祖父母向けも登場、利用を
呼び掛けている。

申し込みは、同会の相談窓口

の異常が見つかる割合は25人に1
人。同会は中絶の推奨も出産の強
要もしない中立的な立場で、専門
の医療従事者も同じ経験をした當
事者らの意見を取り入れて冊子を
編集した。出生前診断を受けるか
どうかや、結果をどう受け止め
ばよいか悩む妊婦らに「一番大切
なのは、あなたがどうしたいかを
考えること」「他の妊婦さんと同
じように、あなたの自身にもケアが
必要」など、心の持ち方や支援サ
ービスを紹介している。

これまで、妊娠継続を考える
人向けの「月編」と継続しない人
向けの「星編」、パートナーとし
てどう支えるかを助言した父親用
の「山編」を配布していた。赤ちゃん
のきょうだいを支える「花編」、
祖父母用の「風編」の冊子や、診
断前の妊婦に向けた「たね編」の
リーフレットも作成。1月中旬か
ら配布を始める。

「胎児ホットライン」のホームページ
から。送料のみ負担となる。

赤ちゃんに何らかの生まれつき

の異常が見つかる割合は25人に1
人。同会は中絶の推奨も出産の強
要もしない中立的な立場で、専門
の医療従事者も同じ経験をした當
事者らの意見を取り入れて冊子を
編集した。出生前診断を受けるか
どうかや、結果をどう受け止め
ばよいか悩む妊婦らに「一番大切
なのは、あなたがどうしたいかを
考えること」「他の妊婦さんと同
じように、あなたの自身にもケアが
必要」など、心の持ち方や支援サ
ービスを紹介している。

これまで、妊娠継続を考える
人向けの「月編」と継続しない人
向けの「星編」、パートナーとし
てどう支えるかを助言した父親用
の「山編」を配布していた。赤ちゃん
のきょうだいを支える「花編」、
祖父母用の「風編」の冊子や、診
断前の妊婦に向けた「たね編」の
リーフレットも作成。1月中旬か
ら配布を始める。

障害配慮研修4割どまり

都道府県
スポーツ施設

バリアフリー完了85%

都道府県立スポーツ施設
のうち、障害者への配慮や
対応に関する職員研修を過
去3年以内に実施したのは
全体会員の4割弱にとどまる。こ
とが14日、共同通信の全国
調査で分かった。設備など

のバリアフリー化は85%が
「完了」している」と回答。

東京と北京のパラリンピッ
クを経て障害者スポーツの
機運は高まっており、施設
での柔軟な受け入れが求め
られるが、ソフト面の意識
はハード面に比べまだ不
分といえそうだ。

(4面に関係記事)

調査は1月下旬~2月下旬

に実施。47都道府県全て

から回答を得た。体育館や

運動公園、武道館など都道

府県立の主なスポーツ施設

は396カ所。指定管理者

制度で実際の運営は民間事

業者が担っている施設も多

い。

都道府県立の
主なスポーツ施設
(396カ所)の
障害者対応

実施した
過去3年内の
研修実施

実施していない
無回答

実施未完了
中

設備の
バリア
フリー化

完了
未完了

2016年施行の障害者

係はい

とする県もあり、

差別解消法で公的機関に

は、障害者に柔軟な対応を

する「合理的配慮」が義務付

けられている。過去3年以

来に現場の職員に研修を行

ったかどうか、都道府県に

尋ねると、実施したのは39

%に当たる154カ所。柄

木、香川など8県は「全施

設で実施した」と回答する

一方、岩手、長野、愛知、山

口など12県はゼロだった。

20年以降は新型コロナウ

イルス禍が影響した可能性

もあるが、「研修が法律で

義務付けられているわけ

はない」「コロナ禍とは関

係はない」とする県もあり、
必要だととの認識が浸透して
いないことも大きな要因と
みられる。

スポーツ施設では、例え
ば車いす使用者が「床に傷
が付く」と言われ体育館の
利用を断られるといったケ
ースが報告されており、障
害者から対応の改善を求める
声が上がっている。

「バリアフリー化が終わ
っていない」と答えた施設

数は15%の60カ所。配置さ
れていない設備としてはス
ロープやエレベーター、点
字ブロックなどが挙がっ

た。

20年以降は新型コロナウ
イルス禍が影響した可能性
もあるが、「研修が法律で
義務付けられているわけ
はない」「コロナ禍とは関

係はない。

体験や実技「役立つ」

障害者の立場で研修受けた職員

都道府県立スポーツ施設で障害者への配慮や対応について研修は低調だが、車いすに乗って障害者の立場になってみるとといった体験を学んだ職員からは、「すごくためになる」というううことで困るのか分かるなどと肯定的に受け止める声がある。自治体などが研修の機会を増やす必要もありそうだ。

(1面に関係記事)

香川県立施設の女性職員は昨年12月、認定NPO法人アール・ボランティア（大阪市）による障害者対応研修を受けた。壁際の介助事例といった内容で、車いすの人を入れ替えて、車いすの人をアームに入れ替えて泳ぐ体験もした。「上下立ち前後も分からぬ。音だけが頼りなのだと分かる」。障害者が身に着けて、ベルマーカのことも研修で初めて知ったという。

秋田県立体育馆の男性職員は2019年に日本スポーツ施設協会の講習会を受け、障害のある人と話した

り一緒にボッチャをプレーしたりした。「普段は障害者と話す機会がなく、どう接したらいいか分からなかつた。配慮は必要だが、変な感じに過ぎても良くないんだとか分かった。重音を体験だった」と話す。

同協会は18年度から講習会を開いており、20、21年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止。協会加盟の施設は公立、民間合わせて全国に約1万4千ヶ所あるが、講習会の規模が小さいこともあって受講者数は約120人にとどまる。

アール・ボランティアの岡崎理事長は「昔に比べ、一般のスポーツ施設に出掛ける障害者は増えている。研修は実践が大事。施設側は職員としても障害者を受け入れ、普段から一緒に動けば理解が深まるはずだ」と話している。

座学だけでなく

障害者スポーツに詳しい日本福祉大の藤田紀昭教授

の話、障害者に対する合理的配慮を公的機関に義務付けた障害差別解消法が2016年に施行されてから6年弱たつのに、障害者対応の研修事業が4割弱となり、このは低い印象だ。

「ニーズはそんなんない」という認識かも知れないが、それは受け入れ態勢が整っていないのも原因だろう。研修では座学だけではなく、障害者と直に触れ合う実践的な内容が求められる。設備のバリアフリー化については、例えば障害者用トイレがあつても、敷地内に設置に合っているかなど、本当に使いやすいかどうかという意識が必要だ。



認定NPO法人アール・ボランティアの障害者対応研修で車いすの人を入れる実技を学ぶ受講者ら（兵庫県芦屋市・同法人提供）

特別支援学校 整備に課題

文科省調査 全国で3740の教室不足

在籍者増加

特別支援学校で3740室の教室不足が生じていることが、文部科学省の調査でわかった。障害を持つ子どもの在籍者数の増加が背景にあり、国は施設改修などを後押しするが、都市部を中心に不足が目立つている。

調査は、全国の公立特別支援学校1096校を対象に昨年10月1日時点の状況を聞いた。

特別支援学校の1学級児童生徒数の上限は原則、小中6人、高等部8人だが、調査によると、児童生徒の入学で今後、必要が見込まれる教室は880室ある。また、教室不足で一つの教室を二つに分けるなど、不十分な授業環境を改善するため新たに必要な教室が2860室ある。

こうした教室の不足は、計37

「不足教室以上が100室以上の自治体」

大阪府	528
東京都	514
千葉県	220
埼玉県	191
熊本県	181
神奈川県	161
福岡県	126
京都府	115
茨城県	107
北海道	106

40室に上り、前回調査(2011年)より578室増えた。大阪府が最多の528室、東京都514室、千葉県220室と続いた。計10都道府県で、不足教室が100室を超えた。

通常の教室以外を臨時に使うなどのケースは計7125室に上った。

▽音楽室や図工室など特別教室の転用(1915室)▽教室を間仕切りで分けた(1673室)▽仮設建物の教室(772室)――などで、体育館や廊下、倉庫

を使うケースもあった。

障害の早期発見や教育内容などの理解も広がり、特別支援学校の在籍者は10年前より2万人以上増え、今年度は14万6285人。在籍者のうち知的障害を持ついる子どもは9割以上を占める。

都市部では用地不足も不足の要因となっている。学校の空き教室や廃校を利用するなど工夫をしているが、それを上回るペースで在籍者が増えているという。

文科省は20~24年度を教室不足解消の「集中取組期間」とし、既存施設を改修する際の国庫補助率を3分の1から2分の1に引き上げた。各都道府県に整備計画の策定を求めておりが、神奈川や京都など10府県が昨年10月段階で計画を策定していかなかった。

学校の芸術鑑賞で障害への理解促進

文化庁、公演を増加

文化庁は、演劇などの芸術鑑賞を通じて障害への理解を深めてもらうため、車いすダンスや障害者で構成する劇団の小中学校での公演を増やす取り組みを2022年度から本格化させる。障害がある児童・生徒も楽しめる字幕などを活用した公演も増やす。

文化庁はこれまで、「文化芸術による子供育成事業」として学校での巡回公

演を推進してきた。この事業に「ユニバーサル公演」を加え、障害者団体による演劇や音楽、字幕や音声ガイドなどを備えた演目を対象とし、21年度は約50公演を実施。22年度は約100公演とする計画で参加団体を募る。

ユニバーサル公演では、校舎のバリアフリー状況の確認といった入念な準備が必要となる。モデル事業として行った21年度は団体や学校側の留意点を整理。その後のスクリーンに字幕を表示した「ヘレン・ケラー」の演劇などが披露された。障害のある子ども向けに、教育効果の高い公演の在り方も探る。字幕を付けたといった鑑賞面での配慮だけでなく、共演したり体験学習をしたりする「参加型」とするよう団体に求め

子への「懲戒権」削除

民法、体罰禁止を明記

法制審議会（法相の諮問機関）の親権で法務省が第一回、親権者に必要な範囲で子のものを始めとするものを認める「懲戒権」を廃除し、体罰禁止を明記した民法改正の要綱案をまとめた。「つづけ」を口実に虐待が正常化されてくるとの指摘を受けた見直し。法制審は14回に法相に答申し、政府は秋の臨時国会以降の既存改正案提出を四捨す。（3回）

法制審部會 改正要綱案

- ・民法の懲戒権の規定を削除し、児童虐待防止のため、監護・教育の際に親権者が守るべきことを明記
 - ・体罰と、心身の健全な発達に有害な影響のある言動の禁止を明記
 - ・子どもの人格尊重、年齢と発達の程度に配慮する義務があると明記

再婚後出産「現夫の子」

部会は、子の父を決める民法の「嫡出推定」も見直す。離婚後300日以内に生まれた子を「前夫の子」とみなす規定は維持しつつ、子となるのを避けるため出産時に再婚していれば「現夫の子」とする。女性が離婚後に別の男性との子を産んだ場合、前夫の生産を出さず、無血縁になるのを防ぐ狙い。女性を対象にした100日間の再婚禁止期間も廃止する。

繩のによる虐殺事件が相次いだことを受け、体罰禁止を明文化した改正冤童虐待防止法が19年6月に成立。当時の法相が懲戒権の見直しを法制審に諮問した。

【解説】法制審議会の部会が民法の懲戒権を削除する要綱案をまとめ、しつけ名目の児童虐待に明確に「ノー」を突きつけた。個人の権利や義務など生活の根本ルールを走める民法に虐待防止や子どもの人格尊重が明記される意味は重大で、社会で子どもを見守るという意識の醸成がより重視になっていく。

法制審の議論では全ての

約10年前の改正議論では実現しなかった削除に賛同が集まつたのは、この間も、虐待死事件が相次いだこと

委員会が懲戒権削除に賛成。

が背景にある。

部会では当初、「必要な指示と指導はできる」との文言を置く案も出たが、「行きすぎたしつけにつながる恐れがある」として採用されなかつた。虐待につながり得るリスクを可能な限り

しつけ名目の虐待に「ノー」

達に有害な影響を及ぼす言動も許されないと明記しつけの指針を示した。親が自分の価値観を子どもに押し付けることが虐待につながることもあるため、子の「人格を尊重する

民法は「親権を行つ者は、
〔世話をなべの〕監護および
教育に必要な範囲内で子
を懲戒することができる」
と規定。懲戒という言葉
が「懲らしめる」といふイ
メージをもつたため削除す
る。

義務」や「年齢や発達程度
に配慮する義務」も盛り込
む。子どもが個人として尊
重される存在であることを
明確にし、虐待防止の理念を
強く打ち出した。

委員が憲法裁判所に賛成。約10年前の改正議論では実現しなかった削除に賛同が集まつたのは、この間も、虐待死事件が相次いだことが背景にある。

部会では当初「必要な指示と指導はできる」との文言を置く案も出たが、「行きすぎたしつけにつながる懼れがある」として採用されなかつた。虐待につながり得るリスクを可能な限り立った判断だつた。

ただ法制審では、子の人格に由来する「権利」の尊重を義務とするよう求められた。子どもが権利の主体意見も出たが、実現しなかつた。子どもが権利の主体となつた。この考え方は世界的な潮流で、日本も1994年に国連の「子どもの権利条約」に批准している。このように理念を踏まえた虐待防止策の推進が求められる。

虐待防止、理念浸透なるか

しつけの在り方、問題提起

子どもを「懲戒することができる」とした民法の規定が削除される見通しなつた。2019年に成立した改正児童虐待防止法と同様に体罰の禁止が明記され討した。しかし「正當なしるだけでなく「心身に有害につきまでできなくなる」と誤な言動」を禁じ、子の人格解されるといった意見も尊重を親の義務とする文書もあり戻送された。盛り込まれる。家庭でのしつけの在り方今まで踏み込んだが、理念を社会全体に浸透させられるかどうかが鍵となる。

(1面に関係記事)

▽見送り 懲戒権は1898年施行の明治民法から続く規定。「監護」と「教育」の範囲内で親権者が子に行使できるとされている。一般的には「しつけ」と解釈されてきたが、1990年代から社会問題化している

児童虐待の口実にされてい

るとの声も強かつた。法制審議会は2011年に成立した改正民法の検討段階でも懲戒権の削除を検討した。しかし「正當なし

るだけではなく「心身に有害

につきまでできなくなる」と誤

な言動」を禁じ、子の人格

解される」といった意見も

尊重を親の義務とする文書

もあり戻送された。

の18～19年に東京都葛飾区の船戸結愛ちゃん(当時15歳)、千葉県野田市の栗原心愛さん(同10)らが亡

くなつた虐待事件が相次

ぎ、法改正を求める声は再び高まった。改正児童虐待

防止法が成立した翌日の19年6月20日、法制審に懲戒

権の見直しが諮問された。

▽個人の尊重

「心の傷は長く心をむしばむ。精神的な悪影響にも注目する必要がある」一分

かりやすさやメッセージ性

が必要だ。21年10月の法

制審部会では、親が教養やしつけをする際に大切にすべき理念を明確に打ち出す

必要があるとの意見が相次

いだ。

重要性た。部会が取りまと

めた民法改正の要綱案は字

どもの人格尊重を盛り込み

「心身の健全な発達に有害

な影響を及ぼす言動」も禁

じた。

▽メッセージを強く打ち出

した背景には虐待件数の増加に歯止めがかかる深い

刻な現状がある。

厚生労働省による改

正児童虐待防止法が施行さ

れた20年度に全国の児童相

談所が虐待として対応した

のは20万5千件を超えて、統

計開始以来30年連続で最多

となつた。

▽意識変容

京都児童相談センターで児

童相談専門員を務める影山

は子どもより立場で、

う考へのベースにあつたの

の人間たどいう意識変容へ

る。

季さん(68)は、懲戒権を肩

に虐待を正当化する人は依

然いると明かし、民法改正

を機に「不当な手紙はでき

なくなるだろう」と指摘。

虐待減少に貢献することは

ないしめるが、基本送て人

格尊重が示されるのは大き

な前進だと評価する。

児童の現場では、しつけ

や教育に悩む親たちの相談

が多く、「社会全体で取り組

むべき課題だと示すことに

意義がある」と話した。

厚労省が21年に公表した

調査結果では「場合により

必要として体罰を容認す

る人が約半数になり、体罰

に慣習化風潮を指摘する声

も上がった。NPO法人

「児童虐待防止全国ネット

ワーカー」(東京)の理事で、

体罰によらない子育て講座

を開く吉川洋子さんは「親

は子どもより立場で、

が懲戒権。小さくても一人

の第一歩になると期待す

る。

体罰を法律で全面禁止す

るスウェーデンでは、子を

もを怒鳴る親を周囲の人が

といい「改正が『ただい

たり怒鳴ったりしてはいけ

ない』という文化の醸成に

になつてほしい」と訴え

憲戒権規定の見直し内容		要綱案
現行民法	親権者は、監護と教養で子を虐待する権利を負つ	822条
監護	子どもの利益と教養の権利を負つ	820条
教育	子どもの教育を負つ	新821条
虐待	子どもの心身に有難いことを及ぼす	
削除	別の条文で具体的な禁止事項などを明示	
変更なし	子どもの人格を尊重すれば、全般程は年齢とし、度など子なに心身に有難いことを及ぼす	

障害者居室 ほぼ終日施錠

4県の公的施設、「虐待」批判

埼玉、新潟、広島、兵庫各県の公的知的障害者施設で、一部の入所者が20時間以上、外側から施錠した部屋に閉じ込める対応が常態化していることが23日、共同通信の全国調査で分かった。いずれも県立施

設や県の外郭団体である社会福祉事業団の運営施設。広島では24時間施錠という人がいるほか、埼玉、新潟、兵庫では長時間の施錠が10年以上続いている例が見られた。(11面に関係記事)

「強度の行動障害のため自傷や他害行為があり、安全部からやむを得ない」など説明しているが、障害福祉の関係者からは「虐待に当たる」との批判が出ている。

県立の障害者施設を巡っては、神奈川県で入所者を1日20時間以上、施錠して

いたことが昨年9月に表面化。共同通信はこれを受け、

都道府県立や、都道府県の

福祉関係の事業団が運営する知的障害者の入所施設を

対象に、主に昨年10～12月の身体拘束の状況を取り

情報公開請求で調べた。

埼玉県社会福祉事業団が

運営する県立「嵐山郷」(嵐山町)では、約320人の入所者のうち、自閉症で強度行動障害などがある11人が1日約20時間、居室を施錠されていた。年数が最も長い人は約15年間続いている。このほか1日約

新潟では県直営の「コロニーにいがた白岩の里」(長岡市)で、約130人の入所者のうち1日20時間以上施錠が4人。うち2人は10年以上続いている。居室の対象は全体では28人おり、平均で約10時間。

広島では、県福祉事業団が運営する県立「松陽寮」(東広島市)で約2年前から1人がほぼ終日施錠。昨年11月は1ヶ月のうち約10日間、24時間施錠されていた。

兵庫県社会福祉事業団の施設では22時間施錠が5人おり、うち2人は10年以上前から。約11～16時間も6人いた。

東京都社会福祉事業団は10時間以上の施錠の例が複数あることを認めたが、詳

る。

新潟では県直営の「コロ

ニーにいがた白岩の里」(長

岡市)で、約130人の入

所者のうち1日20時間以上

施錠が4人。うち2人は10年以上続いている。居室

の対象は全体では28人

おり、平均で約10時間。

広島では、県福祉事業団

が運営する県立「松陽寮」(東広島市)で約2年前から1人がほぼ終日施錠。昨年11月は1ヶ月のうち約10日間、24時間施錠されていた。

兵庫県社会福祉事業団の施設では22時間施錠が5人

いる。

東京都社会福祉事業団は10時間以上の施錠の例が複

数あることを認めたが、詳

細は明らかにしなかった。

兵庫県社会福祉事業団は10時間以上の施錠の例が複数あることを認めたが、詳

細は明らかにしなかった。

東京都社会福祉事業団は10時間以上の施錠の例が複

数あることを認めたが、詳

細は明らかにしなかった。

兵庫県社会福祉事業団の施設では22時間施錠が5人

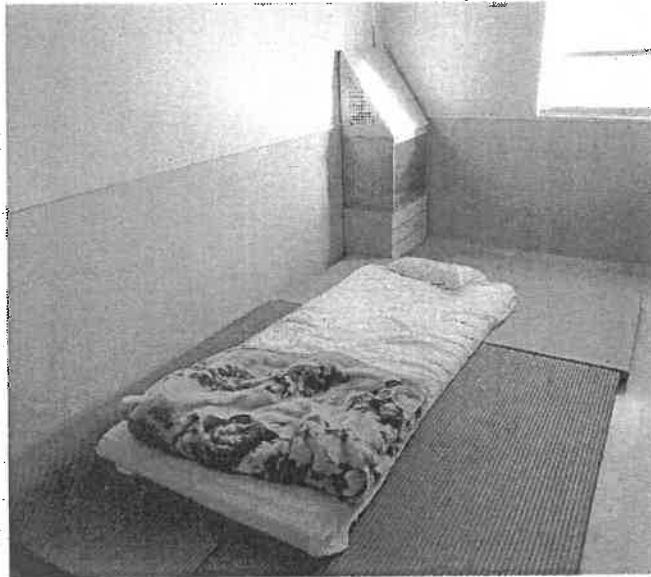
いる。

東京都社会福祉事業団は10時間以上の施錠の例が複

数あることを認めたが、詳

職員「良くないと認識」

障害者施設閉じ込め



埼玉県嵐山町にある県立「嵐山郷」で強度の行動障害のある人が入所している居室。奥の棚にはテレビが壊されないよう入れてある=2021年11月

▽5畳半
林野に囲まれた、東京ドーム4個分の広大な敷地に平屋建ての「寮」が並ぶ。埼玉県嵐山町にある県立「嵐山郷」。約330人の知的障害者が暮らす大規模施設だ。

自閉症などで強度の行動障害がある人たちの男性寮に入ると、廊下を挟んで両側に約25人の個室が並ぶ。部屋の広さは多くがら畳半ほど。時折、入所者が大きな声を出したり壁をたたいたりする音が聞こえる。行動障害が激しい人は1日約20時間、外側から施錠する状態が何年も続いている。

「他の入所者の部屋に入つて物を壊したり、危害を加える人もいる。限られた人員数では、安全のため施錠せざるを得ない」と職員。30分ごとに見回り、出たがっていたら扉を開ける。行動援助部の高橋潤部長は「身体拘束に必要な3要件を常に満たしているかと聞われば、そうではない場面もあると思う。改善が必要だということは十分認識している」と話す。

▽受け皿など
今回、長時間の居室施錠が明らかになつた県の担当

「解決困難」黙認も

重度の知的障害を伴う自閉症の人たちが十数年もの間、ほぼ一日中、外から鍵を掛けられた小さな部屋に入れられている。既に問題が表面化していた神奈川県だけでなく、他の地域の公立施設でもこうした実態が明らかになった。「この現状が良くないことは分かっている」。率直に認める現場職員がいる一方、各県の担当者からは「解決が難しい問題だけに触れたくない」との心理も見え隠れする。

(一面に関係記事)

者や事業団の幹部からは、「ここまで長時間やっていとは思わなかつた」との声が聞かれた。具体的な状況は現場の職員しか知らない。組織内で問題意識は共にされていなかつた。本来は県が指導監査する立場だが、県立や、外郭団体である事業団の施設はいわば「身内」。各県とも「身体拘束の要件は満たしている」との見解で、23時間15分の施錠というケースがあつた新潟県は「要件の一つである『一時性』とは、単に時間の長さではない。

個別性が高く、障害の特性や他利用者への影響などで総合的に判断されるもの」としている。

ただ、強度行動障害の単に時間の長さではない。奈川県の県立施設では、一部の入所者について県内の市が「虐待」と認定した。厚生労働省の担当者は「行動障害は障害特性と環境のミスマッチで起じる。本当に仕方ないことなのか、都道府県は指導する立場という自覚を持って取り組んでほしい」と話す。

ただ、強度行動障害のある人の支援は難しく、専門的なスキルを持つ人材を養成する仕組みは不十分。地域社会で暮らす受け皿は少なく、家庭で世話をする親は疲弊している。県立の入所施設で受け入れてほしいといふ二つのもあり、各施設だけでは解決できない構造的な問題が横たわっている。

	東京高裁判決 (3月11日)	大阪高裁判決 (2月22日)
法の運営性 旧優生保護	立法目的が差別的規制に基づき極めて非人道的で違憲	子を産み育てる自由を侵害して差別的取り扱いをし連憲
国の責任	手術を積極的に進めて人権を侵害し、差別も浸透させた。救済措置も遅かっただ	国は立法や施設が、差別や偏見を正当化し、助長した
除外期間の 適否	救済法が施行された2019年4月24日から5年間経過するまでは適用せず	提訴が可能になってから6か月を経過するまでは適用せず

つている。〈本文記事一面〉

旧傷生保護法に基く強制不妊手術を巡り、被害者の救済の道を大きく広げる司法判断が示された。2月の大坂高裁判決に続き、国に賠償を命じた11日の東京高裁判決。国による人権侵害を強く批判し、「時の壁」を再び崩した判决に、原告らは涙ぐんで喜んだ。一方、「これまでその壁に守られてきた国には、突如壊した2連敗に衝撃が走っている。」(本文記事一面)▽

強制不孕判決

時の壁 再び崩す

東京高裁

国、連敗に衝撃



判決後に記者会見する原告の男性
(11日午後、東京・霞が関で)

判した。被害者の人権を強く侵害して苦痛を与える、学校の教科書で正当化する記載をするなど偏見や差別を埋めさせたと指摘。手術を受けさせるため、被害者をだますような手段をも許容する通知を都道府県に送っていた上、1996年に旧厚生保護法を改正した後も、被害に関する情報を入手できる制度の整備を怠ったと非難した。

のない社会を作るのは、社会全体の責任だと述べた。涙をぬぐいながら聞いた男性は判決後、東京都内で開かれた記者会見で「裁判官が向き合ってくれた。感無量です」と再び涙を流した。

■除斥期間

強制不妊手術の多くは1950年代に実施された。被害者らは2018年以降、国に損害賠償を求めて各地の裁判所に提訴したが、不法行為から20年で賠償請求権が消える「除斥期間」が立ちはだかった。1審では「旧法は違憲」としながらも、賠償請求は認められないという判断が相次ぎはだかれた。一方、この日の東京高裁判決では、「国が差別的裁判決だった」「国が差別や偏見を助長し、除斥期間の適用は著しく正義に反する」と批判。民法に相続などで時效完成を6か月間猶予する規定があることに着目し、原告が提訴できると知った時点から6か月間は適用を認めないとした。

一方、この日の東京高裁判決は19年4月に被害者の救済法が施行され、首相らが謝罪の談話を公表した段階になって、被害者はようやく手術が国の不法行為たと認識できたと指摘。「違

◆旧優生保護法と強制不妊訴訟の経緯	
1948年	優生保護法（旧法）が施行される
196年	優生保護法が母体保護法に改正され、強制不妊手術の規定が削除される
2018年 1月	宮城県内の女性が国に損害賠償を求めた全国初の訴訟を仙台地裁に起こす
5月	東京都の男性のほか、北海道、宮城県の男女2人が一齊提訴。その後も追加提訴が相次ぐ
19年 4月	被害者に1人あたり320万円の一時金を支給する救済法が成立し、施行
5月	仙台地裁が全国初の判断で旧法は「違憲」と判断。原告の請求は「除斥期間」を適用し棄却
20年 6月	東京地裁が手術は「違法」とする一方、「除斥期間」を適用し国への賠償請求は棄却。この後も大阪、札幌、神戸の各地裁で原告側の敗訴が相次ぐ
22年 2月22日	大阪高裁が旧法を違憲とした上で、「除斥期間」を適用せず、国に賠償を命じる初の判決（慰謝料は1人最大1300万円）
3月11日	東京都の男性が起こした訴訟の控訴審で、東京高裁が、旧法を違憲とした上で、「除斥期間」を適用せず、国に1500万円の賠償命令

憲である法に基づく施策を推進した国には、時の経済のみで責任を免れさせることではない」として、救援法の施行から5年間は適用除外できると判断した。全国弁護団共同代表の新里宏二弁護士は「大阪高裁の判決が開けた風穴を東京判決が大きく広げた。全の被害者の救済につながる」と評価。「国は上告せず全体解決のテーブルに着くべきだ」と訴えた。

これに対し、厚生労働省幹部は「大阪高裁と同じく審判決をひっくり返され、衝撃的な判決だ」と叶露。別の幹部は「大変厳しい結果だ」と言葉少なだった。

別裁判の原告
「希望持てる」

う。(福音博子)

るとの見方は法曹界にもたしかにある。ただ、国は上告によって紛争を長引かせることが「正義」にならぬのか、深慮すべきだ。

両高裁が認定した賠償額は、救済法の一時金額を大きく上回る。救済策が不十分であることも明らかで、支援策の拡充は必須だろ

憲法である法に基づく施策を
推進した国には、時の経過
のみで責任を免れさせるべきではない」として、救済法の施行から年間は適用除外できると判断した。高裁に続く逆転勝訴で流れ込んだという熊本訴訟原告の新里宏二弁護士は「大阪高裁の判決が開けた風穴を東京裁判が大きく広げた。全ての被害者の救済につながる」と評価。「国は上告せずに全体解決のテープルに着くべきだ」と訴えた。

これに対し、厚生労働省幹部は「大阪高裁と同じく1審判決をひっくり返され、衝撃的な判決だ」と吐露。別の幹部は「大変厳しい結果だ」と言葉少なだった。

上告 慎重に

 旧優生保護法に基づく強制不妊手術を巡る訴訟で、高裁が2件続けて「時の壁」による免責を認めず、国の賠償責任を認めめたのは、国の施策がそれだけ重大な人権侵害を引き起こしたからだ。

ふとの見方は法曹界にもたしかにある。ただ、国は上告によつて紛争を長引かせることが「正義」にかなうのか、深慮すべきだ。
両高裁が認定した賠償額は、救済法の一時金額を大きく上回る。救済策が不十分であることも明らかで、支援策の拡充は必須だろ
う。

高齢者への虐待が、新型コロナウイルスの感染拡大に伴うストレスなどで深刻になつていています。厚生労働省の調査では、昨年度の家庭での虐待件数は、一方で728件と、2006年度の調査開始以来、最多を更新した。介護職員による虐待も高止まりしており、対策が急務だ。

(社会保障部 野島正徳)

虐待を防ぐための対策、相談窓口

家庭

- ▷ 苦労や頑張りを認めてくれる人などつながる窓口や団体と通所や短期入所サービスを活用し離れた者との連絡時間を増やす
- ▷ 当事者団体や行政の相談窓口を活用する
- ▷ 行政による状況が深刻な家庭の把握を進め、訪問、助言など積極的な介入も

専門機関

- ① 公益社団法人認知症の人と家族の会 0120・294・456携帯からは 050・5338・6578(通話料)
- ※各都道府県支部の連絡先はホームページ上に掲載
- ② NPO法人メンタルケア協議会 0570・087・478(東京都自殺相談センター) 03・5333・6446(事務局) メール:soudan@npo-jam.org

- ▷ 懇親会の体制強化やメンタルケアの導入
- ▷ 情報伝達技術(ICT)導入で業務負担を軽減
- ▷ 経験の浅い職員への教育体制の整備

*高野准教授らへの取材に基づき作成

コロナ禍高齢者虐待深刻

■認知症の親 「認知症の親を殺し、自分も死のうと考えた」 NPO法人・メンタルケア協議会(東京)が受けている電話相談。受話器の向こうで、東京都内に住む50歳代男性の悲痛な声が響いた。母親と2人暮らしで介護にあたってきたが、コロナ禍が本格化して以降、仕事との両立に悩み、助けを求めてきたという。



■知症の親の介護を巡る切実な内容が増えた」と語る。

厚労省の調査では、20年度の家庭での虐待による死亡事例は前年度比10件増の25件だった。認知症で意識疎遠が難しい親を刃物で刺殺したり、暴れて言うことを聞かない親の顔などを力を抜きながら死んで押さえ込むうちに死なせたりしたケースが多い。

木森夫代表理事(69)は、「コロナ禍で介護の苦勞を抱える家族のストレスが高まつた可能性がある」と分析する。

公益社団法人・認知症の人と家族の会(京都)の鈴木氏によると、コロナ禍では、認知症の親の介護を巡る切実な内容が増えた」と語る。

厚労省は「要介護状態の親などが介護サービスの利用を控え、一緒に過ごす時間が長くなつたことで、家族のストレスが高まつた可能性がある」と分析する。

厚労省は「要介護状態の親などが介護サービスの利

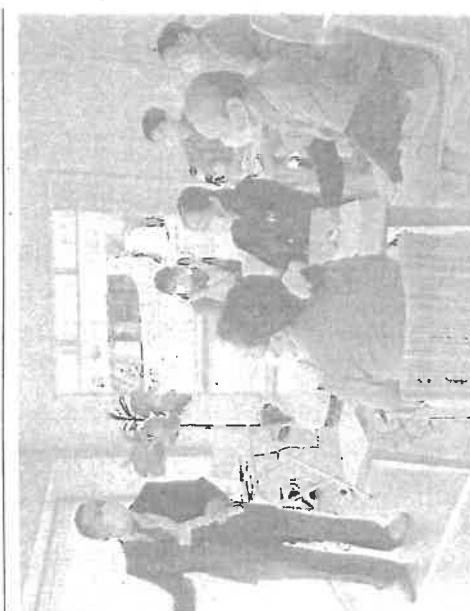
能性がある」と分析する。

■ 分か合い

木森夫代表理事(69)は、「コロナ禍で介護の苦勞を抱える家族のストレスが高まつた可能性がある」と分析する。

公益社団法人・認知症の人と家族の会(京都)の鈴木氏によると、コロナ禍では、認知症の親の介護を巡る切実な内容が増えた」と語る。

厚労省は「要介護状態の親などが介護サービスの利



深刻になる恐れがある」(鈴木氏)と注視する。

東洋大の高野龍昭准教授(介護福祉学)は「家庭での虐待では、働く世代の息子などの集いの場を開き、家族同士が気持ちを分かち合う機会を増やしてきたが、新たな企業「オミラロン株」が広まりつつある。「ティサークルなどの休止や、さらなる利用控えが進めば、家庭での虐待はより

深刻になる恐れがある」(鈴木氏)と注視する。

東洋大の高野龍昭准教授(介護福祉学)は「家庭での虐待では、働く世代の息子などが加害者のケースが多い。介護との両立が困難でストレステがたまり、年老いた親に向かう。保健師ら専門職が積極的に訪問して困り事を見にくなど、早期の支援が必要だ」と訴えている。

介護サービス利用控え、ストレス

元ホテルマンの保田さん(左端)から虐待防止に向けた心得を学ぶ介護職員ら(東京都杉並区で)

介護職員も高止まり

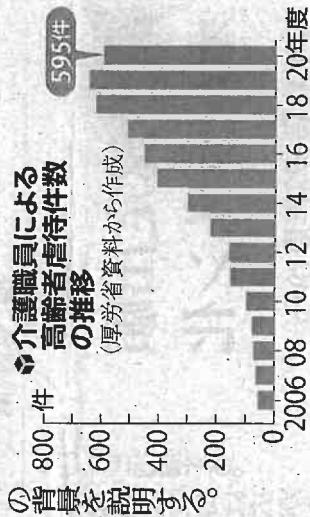
一方、2年度の介護職員による虐待は595件。前年度より49件減ったが、厚労省は「コロナ禍での面会制限もあり、家族からの通報・相談が減つたことも一因」として依然、高い水準にあるとの見方を示す。

「虐待を防ぐ第一歩として、親しみを込めるのと、なれなれしく接することの繰り返しを意識じよう」。東京都杉並区の特別養護老人ホーム「ハートフル成田東」で昨年12月に開かれた研修会。ホテルマンとして40年の経験を持つ保田宗之さん(59)が職員らに、虐待について、なまりかねない言動について説明した。

施設の運営法人は保田さんを専任の研修担当として採用。運営する系列の施設に派遣し、僵しい言葉遣いなどを職員に教えている。

19年に職員が入所者への暴行容疑で逮捕される事件が起きた特養を運営する社会福祉法人・下呂福祉会(岐阜県下呂市)。熊崎敏彦理事長(74)は「人手不足で多忙な中、ストレスがたまってしまった」と、事件

多忙さ・経験不足背景



の背景を説明する。再発防止のため、年1回だつた管理職による面談を毎月の実施に改め、職員の異変を見逃さない体制づくりを進める。職員が仕事への意欲と誇りを保てるよう、互いの仕事ぶりを褒める言葉をカードに書いて掲示する取り組みも続ける。

人手不足が深刻な介護現場では、コロナ禍で失業した人が再就職するケースも増えている。「経験の浅い職員に頼らないと現場が回らない。職員教育は怠務だ」(大阪府の運営法人幹部)との危機感もある。

対策義務化

こうした状況を踏まえ、厚労省は今年度から、介護事業者に虐待防止への取り組みを義務つけた(経過期間は3年)。「虐待防止検討委員会」を設置し、職員が相談・報告しやすい体制や、市区町村へ速やかに通報する仕組みを整えることを求めている。研修も年1回以上実施し、専任の担当者も配置することとした。

神奈川県は介護職員が業務での不適切な言動を自主確認するチェックシートを作成し、ホームページで公開している。大阪府は弁護士と社会福祉士による「専門職チーム」を創設し、市区町村に解決策を助言する。

日本大の山田祐子教授(社会福祉学)は「事業者に虐待防止対策を義務づけたのは一步前進だが、国や自治体が中身を検証する仕組みが必要。実効性のある体制がないと、絵に描いた餅で終わる」と指摘する。

いつの間に

介護職賃上げ2月分から

保育士、幼稚園教諭らも

政府は新たな補助金を通じ、処遇改善が遅れている介護職や保育士、幼稚園教諭らの賃金を2月分から3%

程度（9千円相当）引き上げる。全産業平均を上回る看護師の賃金は1.6程度（4千円相当）増やす。新型コロナウイルス禍に直面する介護や医療現場などで社

会機能維持に必要なエッセンシャルワーカーらの処遇を底上げする。他産業にも賃上げ機運が波及することを狙う。（3面に関係記事）

正予算で、22年2~9月分の補助金約2600億円を計上した。対象は計300万人以上を想定。10月分以

上ける。全産業平均を上回る看護師の賃金は1.6程度（4千円相当）増やす。新型コロナウイルス禍に直面する介護や医療現場などで社

会機能維持に必要なエッセンシャルワーカーらの処遇を底上げする。他産業にも賃上げ機運が波及することを狙う。（3面に関係記事）

は、賃上げの原資となる補助金を都道府県に申請。補助金交付は6月からで、当初は目前で資金を準備する必要があり経営に負担となるため、賃上げが小幅となる可能性がある。

補助金は、介護職以外の事務職などの賃上げに充て

降は、介護や医療などのサ

ービスの対価として支払わ

れる報酬を増やし、賃上げ

を続ける方向だ。将来的な

財源確保も課題となる。

実際の支払い方法は勤務先が決めるため、職員が受け取る時期が3月以降になつたり、賃上げの金額が下がつたりする場合がある。

介護事業所や医療機関

は、賃上げの原資となる補

助金を都道府県に申請。補

助金交付は6月からで、当

初は目前で資金を準備する

必要があり経営に負担とな

るため、賃上げが小幅とな

る。

ことでも認められており、

事業所が判断する。こうし

た場合もあり、介護職全員

が賃上げを受けた場合によ

り、賃上げの金額が下がつたりする場合がある。

介護事業所や医療機関

は、賃上げの原資となる補

助金を都道府県に申請。補

助金交付は6月からで、当

初は目前で資金を準備する

必要があり経営に負担とな

るため、賃上げが小幅とな

る。

ことでも認められており、

事業所が判断する。こうし

た場合もあり、介護職全員

が賃上げを受けた場合によ

り、賃上げの金額が下がつたりする場合がある。

介護事業所や医療機関

は、賃上げの原資となる補

助金を都道府県に申請。補

助金交付は6月からで、当

初は目前で資金を準備する

必要があり経営に負担とな

るため、賃上げが小幅とな

る。

ことでも認められており、

事業所が判断する。こうし

た場合もあり、介護職全員

が賃上げを受けた場合によ

り、賃上げの金額が下がつたりする場合がある。

介護事業所や医療機関

は、賃上げの原資となる補

助金を都道府県に申請。補

助金交付は6月からで、当

初は目前で資金を準備する

必要があり経営に負担とな

るため、賃上げが小幅とな

る。

ことでも認められており、

事業所が判断する。こうし

た場合もあり、介護職全員

が賃上げを受けた場合によ

り、賃上げの金額が下がつたりする場合がある。

介護事業所や医療機関

は、賃上げの原資となる補

助金を都道府県に申請。補

助金交付は6月からで、当

初は目前で資金を準備する

必要があり経営に負担とな

るため、賃上げが小幅とな

る。

ことでも認められており、

事業所が判断する。こうし

た場合もあり、介護職全員

が賃上げを受けた場合によ

り、賃上げの金額が下がつたりする場合がある。

介護事業所や医療機関

は、賃上げの原資となる補

助金を都道府県に申請。補

助金交付は6月からで、当

初は目前で資金を準備する

必要があり経営に負担とな

るため、賃上げが小幅とな

る。

ことでも認められており、

事業所が判断する。こうし

た場合もあり、介護職全員

が賃上げを受けた場合によ

り、賃上げの金額が下がつたりする場合がある。

介護事業所や医療機関

は、賃上げの原資となる補

助金を都道府県に申請。補

助金交付は6月からで、当

初は目前で資金を準備する

必要があり経営に負担とな

るため、賃上げが小幅とな

る。

ことでも認められており、

事業所が判断する。こうし

た場合もあり、介護職全員

が賃上げを受けた場合によ

り、賃上げの金額が下がつたりする場合がある。

介護事業所や医療機関

は、賃上げの原資となる補

助金を都道府県に申請。補

助金交付は6月からで、当

初は目前で資金を準備する

必要があり経営に負担とな

るため、賃上げが小幅とな

る。

ことでも認められており、

事業所が判断する。こうし

た場合もあり、介護職全員

が賃上げを受けた場合によ

り、賃上げの金額が下がつたりする場合がある。

介護事業所や医療機関

は、賃上げの原資となる補

助金を都道府県に申請。補

助金交付は6月からで、当

初は目前で資金を準備する

必要があり経営に負担とな

るため、賃上げが小幅とな

る。

ことでも認められており、

事業所が判断する。こうし

た場合もあり、介護職全員

が賃上げを受けた場合によ

り、賃上げの金額が下がつたりする場合がある。

介護事業所や医療機関

は、賃上げの原資となる補

助金を都道府県に申請。補

助金交付は6月からで、当

初は目前で資金を準備する

必要があり経営に負担とな

るため、賃上げが小幅とな

る。

ことでも認められており、

事業所が判断する。こうし

た場合もあり、介護職全員

が賃上げを受けた場合によ

り、賃上げの金額が下がつたりする場合がある。

介護事業所や医療機関

は、賃上げの原資となる補

助金を都道府県に申請。補

助金交付は6月からで、当

初は目前で資金を準備する

必要があり経営に負担とな

るため、賃上げが小幅とな

る。

ことでも認められており、

事業所が判断する。こうし

た場合もあり、介護職全員

が賃上げを受けた場合によ

り、賃上げの金額が下がつたりする場合がある。

介護事業所や医療機関

は、賃上げの原資となる補

助金を都道府県に申請。補

助金交付は6月からで、当

初は目前で資金を準備する

必要があり経営に負担とな

るため、賃上げが小幅とな

る。

ことでも認められており、

事業所が判断する。こうし

た場合もあり、介護職全員

が賃上げを受けた場合によ

り、賃上げの金額が下がつたりする場合がある。

介護事業所や医療機関

は、賃上げの原資となる補

助金を都道府県に申請。補

助金交付は6月からで、当

初は目前で資金を準備する

必要があり経営に負担とな

るため、賃上げが小幅とな

る。

ことでも認められており、

事業所が判断する。こうし

た場合もあり、介護職全員

が賃上げを受けた場合によ

り、賃上げの金額が下がつたりする場合がある。

介護事業所や医療機関

は、賃上げの原資となる補

助金を都道府県に申請。補

助金交付は6月からで、当

初は目前で資金を準備する

必要があり経営に負担とな

るため、賃上げが小幅とな

る。

ことでも認められており、

事業所が判断する。こうし

た場合もあり、介護職全員

が賃上げを受けた場合によ

り、賃上げの金額が下がつたりする場合がある。

介護事業所や医療機関

は、賃上げの原資となる補

助金を都道府県に申請。補

助金交付は6月からで、当

初は目前で資金を準備する

必要があり経営に負担とな

るため、賃上げが小幅とな

る。

ことでも認められており、

事業所が判断する。こうし

た場合もあり、介護職全員

が賃上げを受けた場合によ

り、賃上げの金額が下がつたりする場合がある。

介護事業所や医療機関

は、賃上げの原資となる補

助金を都道府県に申請。補

助金交付は6月からで、当

初は目前で資金を準備する

必要があり経営に負担とな

るため、賃上げが小幅とな

る。

ことでも認められており、

事業所が判断する。こうし

た場合もあり、介護職全員

が賃上げを受けた場合によ

り、賃上げの金額が下がつたりする場合がある。

介護事業所や医療機関

は、賃上げの原資となる補

助金を都道府県に申請。補

助金交付は6月からで、当

初は目前で資金を準備する

必要があり経営に負担とな

るため、賃上げが小幅とな

る。

ことでも認められており、

事業所が判断する。こうし

た場合もあり、介護職全員

が賃上げを受けた場合によ

り、賃上げの金額が下がつたりする場合がある。

介護事業所や医療機関

は、賃上げの原資となる補

助金を都道府県に申請。補

助金交付は6月からで、当

障害者向け情報 手厚く

取得・活用 国・企業に協力促す

法骨子案

超党派の議員連盟が検討を進めている。障害者が生活に必要な情報を得やすくするための議員立法の骨子案が判明した。国や自治体、

企業などの取り組みを定め、障害者の社会参画をより促進する狙いがある。法案は「障害児者の情報コミュニケーション推進に

関する議員連盟」（会長＝衛藤辰一自民党参院議員）が検討している。今国会での成立を目指し、近く会合を開いて調整を本格化させよ。

骨子案では、すべての障

害者が健常者と同様に社会活動や文化活動などに参加できるよう「必要とする情報

を十分に取得・利用し、

円滑に意思疎通を図れるよ

うにすることが極めて重要だ」と指摘した。特に、デジタル化が進む中で新たな情

報通信技術を活用できるよ

うにすべきだとしている。

そのため、国や自治体

には、情報取得や意思疎通

に役立つ機器などを開発、

普及するよう求め、企業の協力も促す。利用法を習得できる講習会の実施や相談体制の整備なども進める。

緊急通報については、障害に応じた多様な手段で利用できるよう改良を求める。

議連は、法律が成立した場合、対策に必要な予算も確保するよう国に求めていたのかなどがデータで明らかになる。個人や地域ごと

障害者へ情報 法案を大筋了承

超党派議連、国会提出へ

超党派の「障害児者の情

報コミュニケーション推進

に関する議員連盟（会長・

衛藤辰一自民党参院議員）

は2日、国会内で会合を開

き、障害者が生活に必要な

情報を得やすくなるための

法案を大筋で了承した。

各党で了承を得た上で、

今国会に議員立法として提

出、成立を目指す考えだ。

法案では、国や自治体、

企業に対して、障害者の情

報取得や意思疎通に役立つ

機器の開発や普及などを求

めている。

障害者福祉の情報収集・分析

政府は全ての自治体が参加する障害者福祉のデータベース(DB)を2023年度にも稼働させる方針を固めた。どんな障害のある人が、どのサービスを利用しているかを詳細に分析し、施策に反映できるようにす

る。22年度中に障害者総合支援法を改正し、自治体にデータ提供を義務づける方針だ。住んでいる自治体によって受けられる障害福祉サービスに差がある状況の是正を促す狙いもある。

新たに稼働させる障害者は福祉のDBは、障害に応じた支援の必要度を6段階で示す「障害支援区分」と、

その人が利用した居宅介護などのサービスの種類や費用といった情報を、個人の

特定ができないように匿名化して収集する。サービス利用者は21年9月時点で135万人にのぼる。

寝返りができるなどの障害支援区分の情報は自治体から提出してもらう。費用などの情報は障害者向けサービス事業所の審査・支

供を受ける。

DBによって自宅での入浴や排せつの介護、施設での支援、就労機会の提供など自治体が提供する障害福

祉サービスを、どういう障害のある人が、何回利用して、生活の改善につながったのかなどがデータで明らかになる。個人や地域ごと

の分析が可能になる。厚生労働省は「制度改正や事業所に支払う報酬の改定に分析を反映したい」とする。

自治体は、データから利用傾向を分析して、福祉サービス提供の計画作りに役立てる。同規模の自治体と比較して、適正なサービス量などを把握できるようになる方針だ。自治体の財政力によってサービス提供の地域格差が指摘されるが、

是正につながる期待もある。和洋女子大の高木憲司准教授（障害者福祉）は「障害者支援の現場で経験と勘に頼っていたものが科学的に分析され、必要な人に必要なサービスが届くようになってほしい」と話す。

▲関連記事2面

障害者福祉費拡大続く

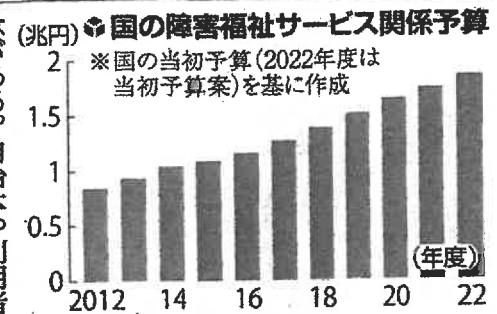
情報集積効果的サービス期待

政府が全ての自治体が参加する障害者福祉のデータベース(DB)を稼働させる背景には、障害福祉サービスにかかる費用の拡大がある。うつ病や発達障害に対する認知度の高まりや、高齢者の増加などから、精神障害者ら向けのサービスの利用が伸びている。

△本文記事1面

こうした費用の大部分は公費でまかなわれている。国は予算額は1兆8478億円(2022年度政府案ベース)で、この10年で約2.2倍に增加了。国の予算とは別に、自治体も費用を負担している。厳しい財政状況を考えると、DBが提供する客観的な根拠に基づく、効率的なサービス実施は避けられない。

ただ、効率化に軸足を置きすぎると、安易なサービスの切り下げにつながる懸念



こうした費用の大半は、障害者サービスは、利用者の状態が様々で、障害者ひとりひとりの状況と向き合つ視点が欠かせない。誰一人取り残さない社会を作っていくため、政府には障害者福祉のDBの意義や、活用方法を丁寧に説明していく姿勢が求められる。

15原の続き

市民後見人の育成強化へ

厚労省、新たな促進計画案

認知症や知的障害などで判断能力が不十分な人を支援する成年後見制度について、厚生労働省の専門家会議は15日、来年度から5年間の新たな利用促進計画に向けた報告書をまとめた。

地域住民による「市民後見人の育成を強化すること」や当事者の権利擁護のため各自治体で関係機関のネットワークをつくることなどを柱。来年3月に閣議決定する予定。

国内では認知症の人だけでも約600万人いるとみられるが、成年後見の利用者は昨年末時点ですべて約23万人にとどまる。後見人の8割が親族以外で、うち9割を弁護士や司法書士などの専門職が占める。家族や専門職で市民後見人はわずか一カ所だ。

会(東京)は14日、介護施設を利用する低所得者向けの負担軽減制度の見直しにより、制度の対象だった入所者の半数で自己負担が増えたと公表した。食費や部屋代の補助を巡る資産、収入の要件がことし8月から厳しくなった。連合会の担当者は「新型コロナウイルスの影響が続く中で深刻な事態だ」と指摘した。

会(東京)は14日、介護施設を利用する低所得者向けの負担軽減制度の見直しにより、制度の対象だった入所者の半数で自己負担が増えたと公表した。食費や部屋代の補助を巡る資産、収入の要件がことし8月から厳しくなった。連合会の担当者は「新型コロナウイルスの影響が続く中で深刻な事態だ」と指摘した。

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設など47施設を通じ調査した。7、8月のいすれも入所していた人のうち、1789人がもともと軽減対象で、うち892人の支払いが増えた。

負担増の内訳を見ると、資産要件で対象外となり、負担軽減制度は住民税非課税世帯が対象となる。負担軽減制度は住民税非課税世帯が対象となる。

会(東京)は14日、介護施設を利用する低所得者向けの負担軽減制度の見直しにより、制度の対象だった入所者の半数で自己負担が増えたと公表した。食費や部屋代の補助を巡る資産、収入の要件がことし8月から厳しくなった。連合会の担当者は「新型コロナウイルスの影響が続く中で深刻な事態だ」と指摘した。

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設など47施設を通じ調査した。7、8月のいすれも入所していた人のうち、1789人がもともと軽減対象で、うち892人の支払いが増えた。

低所得入所者半数が負担増

介護施設 軽減制度見直し影響

スの影響が続く中で深刻な事がなくなった人が2551人。収入要件変更により、食費が月約2万2千円増えた。利用料が月7万円程度になったのが641人だった。利用料が月7万円程度増えた人や、支払いが苦しくなり退所した人もいたという。

会(東京)は14日、介護施設を利用する低所得者向けの負担軽減制度の見直しにより、制度の対象だった入所者の半数で自己負担が増えたと公表した。食費や部屋代の補助を巡る資産、収入の要件がことし8月から厳しくなった。連合会の担当者は「新型コロナウイルスの影響が続く中で深刻な事態だ」と指摘した。

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設など47施設を通じ調査した。7、8月のいすれも入所していた人のうち、1789人がもともと軽減対象で、うち892人の支払いが増えた。

負担増の内訳を見ると、資産要件で対象外となり、負担軽減制度は住民税非課税世帯が対象となる。

会(東京)は14日、介護施設を利用する低所得者向けの負担軽減制度の見直しにより、制度の対象だった入所者の半数で自己負担が増えたと公表した。食費や部屋代の補助を巡る資産、収入の要件がことし8月から厳しくなった。連合会の担当者は「新型コロナウイルスの影響が続く中で深刻な事態だ」と指摘した。

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設など47施設を通じ調査した。7、8月のいすれも入所していた人のうち、1789人がもともと軽減対象で、うち892人の支払いが増えた。

スの影響が続く中で深刻な事がなくなった人が2551人。収入要件変更により、食費が月約2万2千円増えた。利用料が月7万円程度になったのが641人だった。利用料が月7万円程度増えた人や、支払いが苦しくなり退所した人もいたという。

障害児通所サービス再編

塾タイプは公費対象外に

障害のある子どもが通う「放課後等デイサービス」で大きなばらつきがあるため、是正にも取り組む。

厚生労働省は事業所間で大きなばらつきがあるため、是正にも取り組む。保護者のニーズの高まりや、普及を図る国の方針を受け事業所数、利用者数とも近年急激に増えた

主に2024年度からの実施を想定しているが、一部どの面からバランス良く発達を支援するよう促すた

め、事業所を「総合支援型」と、理学療法士によるリハビリなど専門性の高い「特定プログラム特化型」に再編。見守りだけの事業所の

障害児の通所支援サービス未就学児向けの「児童発達支援」と、小中高生が放課後や長期休暇に通う「放課後等デイサービス」がある。児童福祉法に基づき指定を受けた事業所が、発達を促すリハビリや生活訓練、レクリエーションな

どを提供する。今年7月現

障害児通所サービス見直しのポイント

未就学児向けの児童発達支援と、学齢期向けの放課後ディーはいずれも「総合支援型」と「特定プログラム特化型」の2タイプに再編

学習塾や習い事のような習い事の不適切と判断した場合は、公費支給の対象から除外する

利用できる日数の自治体間のはらつきを是正

専修学校などの生徒も放課後ディーを利用可能に親の就労支援の観点から、親の就労時間の利用をしやすくする

認めた自治体もあれば、20日以上認めているケースもあり、不公平感が出ている。厚生労働省は自治体の判断がばらつかないよう、支援の必要性を判定する指標を新たに定め、市区町村向けのガイドラインもつくる考

県障害者芸術文化祭優秀作品表彰

第27回県障害者芸術文化祭の表彰式が4日、山口市名田島の山口南総合センターであり、写真や書道、俳句短歌などの部門で優秀作品に選ばれた29の個人と団体が表彰を受けた。

芸術文化祭は障害者通間

(3月9日)に合わせて障害者の創作作品の発表の場として開かれた。村岡嗣政知事は「今後も創作や表現活動を通じて人々に感動や心の潤いを与えてほしい」とあいさつ。最優秀賞の県知事賞など五つの賞の受賞者代表に賞状が手渡された。



協定調印式に出席した関係者ら=14日、県庁

+

行われ、県が新たに25の企業・団体を認定。東京パラリンピックの陸上女子マラソン(视觉障害)で金メダルを獲得した道下美里選手(下関市出身)を支えた「チーム道下」には特別賞が贈られた。(浅井達介)

+

トクヤマが柳井に農園



進出協定調印、リーフレタス栽培

障害者雇用拡大へ

周南市の総合化学メーカー

トクヤマ(横田浩社長)

定書に調印した。

村岡嗣政知事から表彰を受

けた受賞者の代表=4日、

山口市名田島

は来年4月、柳井市に、障

害者を雇用しリーフレタス

を栽培する農園を設立す

る。県は14日、進出協定

調印式があり、関係者が協

同。全国で農業経営コンサ

ベた。

(山田貴大)

ルティングなどを手がけるサラダボウル(本社・山梨県、田中進社長)の協力を下、農業部門に進出する。農園は柳井市余田の遊休農地を活用した約1万4千平方㍍に育苗と栽培エリアを設置。6月に着工予定で、来年4月から運営を開始し、リーフレタスを年間約500万株栽培する。従業員数は15人程度。スタート時は障害者2~3人を雇い、徐々に増やし2020年ごろまでに約20人の雇用を目指す。

調印式に、横田社長と田

中社長、県農協の金子光夫

代表理事組合長、村岡嗣政

知事、井原健太郎柳井市長

が出席。横田社長が「障害者

者が仕事を通じて喜びを感じ

て活躍できる社会の実現を

目指し、できるだけ寄り添

っていきたい」とあいさつ。

トクヤマは昨年12月、障

害者の自立支援と地域社

会への貢献を目的に、子

供の社会参画や県の農業

振興にとっても喜ばしい取

り組みを支援したい」と述

べた。

地裁周南で初公判

複数の未成年女性にわいせつな行為をした裸の写真撮影をするなどして強制わいせつと準強制わいせつ、児童買春・児童ポルノ禁止法違反(児童ポルノ製造)の罪に問われた周南市瀬戸見町、元介護員井口純一被告(30)の初公判が25日、地裁周南支部(奥山浩平裁判官)であり、井口被告は起訴内容を認めた。

強制わいせつなど
起訴内容を認める

地裁周南で初公判

複数の未成年女性にわいせつなど
せつな行為を裸の写真撮影

をするなどして強制わいせつと準強制わいせつ、児童買春・児童ポルノ禁止法違反(児童ポルノ製造)の罪に問われた周南市瀬戸見町、元介護員井口純一被告(30)の初公判が25日、地裁周南支部(奥山浩平裁判官)であり、井口被告は起訴内容を認めた。

強制わいせつなど
起訴内容を認める